

## 資産運用立国分科会(第2回)の開催

10月27日(金)に資産運用立国分科会(第2回)が開催されました。

今回の議事は「アセットオーナーシップの改革の方向性」とされており、主な論点として、アセットオーナーの一つである企業年金について、受益者の利益を最大化するために、運用力の向上等の改革に関して、そのあり方についてどのように考えるか、が掲げられています。

以下では、これまでの経緯と当日の資料における論点等をまとめてご案内いたします。

なお、内閣官房のホームページに資料が掲載されていますので、以下のリンク先にてご確認ください。  
(当日の議事要旨についてはまだ公開されておられません(10/30時点))

### ○内閣官房

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/bunkakai/sisanunyou\\_dai2/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sisanunyou_dai2/index.html)

また、企業年金・個人年金部会での資産運用立国に係る資料は厚生労働省のホームページに掲載されています。以下のリンク先にてご確認ください。

### ○厚生労働省

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_35819.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35819.html)

## (1) 資産運用立国分科会とは

「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現していくため、2021年に内閣に「新しい資本主義実現本部」(本部長 内閣総理大臣)が設置され、新しい資本主義の実現に向けたビジョンを示し、その具体化を進めるため「新しい資本主義実現会議」(議長 内閣総理大臣)を開催している。

この中で、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」が公表され、「我が国の運用セクターを世界レベルにするため」、「具体的な政策プランを新しい資本主義実現会議の下で年内にまとめ、国内外への積極的な情報発信を含めた必要な対応を進める」とされた。

これを受け、「新しい資本主義実現会議」の下に「資産運用立国分科会」を開催し、家計金融資産等の運用を担う資産運用業、アセットオーナーシップの改革、資産運用業への国内外からの新規参入および競争の促進等を内容とする資産運用立国に関する政策プランを検討することとなっている。

なお、第1回は10月4日に開催されている。

## (2) 分科会の構成員

| 担当     | 担当者                | 備考  |
|--------|--------------------|---|
| 分科会長   | 内閣府特命担当大臣(金融)      |   |
| 分科会長代理 | 新しい資本主義実現本部事務局長    |   |
| 構成員    | 大場 昭義              | 日本投資顧問業協会会長   |
|        | 佐藤 久恵              | 国際基督教大学評議員  |
|        | 中曾 宏               | 株式会社大和総研理事長   |
|        | 中村 明弘              | 企業年金連合会運用執行理事   |
|        | 野崎 浩成              | 東洋大学国際学部教授  |
|        | 藤田 薫               | ブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社マネージング・ディレクター/プライベート・ウェルス・ソリューションズ日本責任者 |
| 庶務     | 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局 | 金融庁、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て処理                                   |

## (3) 第2回の議事

「アセットオーナーシップの改革の方向性について」とされ、企業年金を主としたものとなっている。

#### (4) 当日の論点

1. アセットオーナーの一つである企業年金について、受益者の利益を最大化するために、運用力の向上等の改革に関して、例えば、以下などの取組を行っていくことが考えられるが、そのあり方についてどのように考えるか。

##### 【確定給付企業年金(DB)】

- ① 規模・特性に応じた運用受託機関の適切な選択や定期的な点検・見直し、より適切な運用に向けた専門性の向上のための取組
- ② 企業年金連合会が実施する共同運用事業の発展及び総合型基金の利用促進による高度化
- ③ 加入者が他社と比較できる、資産運用状況に関する情報開示

##### 【企業型確定拠出年金(DC)】

- ① 運営管理機関・DC 実施企業・加入者本人の各段階における適切な運用の方法の選択を支援するための取組(特に元本確保型商品のみでの運用のままとなっている場合など)
- ② 運営管理機関・DC 実施企業が選定した運用の方法のラインナップも含めた加入者の資産形成促進に向けた開示の推進

##### 【私的年金の更なる普及促進】

- 企業年金を含む私的年金に取り組んでいないものへの働きかけ

2. 上記のほか、検討に当たって留意すべき点はあるか。

#### (5) 当日の議論

議論の内容について一部報道はあるものの、現時点では公表されていない。

以上